

# 札幌市ウォーカブル推進本部設置要綱

令和6年6月14日 天野副市長決裁

## (目的)

第1条 本市におけるウォーカブル関係施策を全庁的に推進するため、札幌市ウォーカブル推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 推進本部は、次の事項を協議する。

- (1) ウォーカブル関係施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) ウォーカブル関係施策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ウォーカブル関係施策の推進に必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。

本部長	天野副市長
本部員	まちづくり政策局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、保健福祉局ウェルネス推進担当局長、経済観光局観光・MICE担当局長、建設局長

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第1項の表に掲げる本部員以外の職員を推進本部の会議に出席させることができる。

## (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長	まちづくり政策局政策企画部政策推進課長
幹事	まちづくり政策局：ユニバーサル推進担当課長、都心まちづくり課長、都市計画課長、地域計画課長、事業推進課長、交通計画課長、交通施設担当課長、公共交通システム担当課長 保健福祉担当局：ウェルネス推進課長 経済観光局観光・MICE担当局：観光・MICE推進課長 建設局：道路管理課長、計画担当課長、みどりの推進課長

- 3 幹事会は、推進本部の事務を補佐する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる幹事以外の職員を幹事会の会議に出席させることができる。
- 6 幹事長は必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、まちづくり政策局政策企画部政策推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項はまちづくり政策局政策企画部政策推進課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。